

作成日：R6年1月12日

令和5年度第8回 高松圏域自立支援協議会 運営会議事録

日付	令和6年1月12日(金)
時間	9:20~10:50
開催会場	かがわ総合リハビリテーション福祉センター第1研修室
参加機関等	高松支援学校、高松市健康づくり推進課、高松市障がい福祉課、三木町福祉介護課、直島町住民福祉課、障害者就業・生活支援センターオリーブ、障害者地域生活支援センターほっと、障害者生活支援センターたかまつ、障害者生活支援センターあい、相談支援センターりゅううん、発達障害者支援センター『アルプスかがわ』、地域生活支援センターこだま、一般社団法人garyu、相談支援事業所ライブサポートセンター、地域活動支援センタークリマ、高松市社会福祉協議会訪問介護事業所、社会福祉法人ナザレの村、高松市障がい者機関相談支援センター中核拠点 計20名

議題1： 会則の変更について

決定事項	・運営会議で重要事項は決定するものとする。全体会で決したことの意見を求め、必要であれば再度運営会議で協議するものとする。
今後の動き	・運営会議と全体会の役割を整理し、再度提案する。 ・部会の中でもテーマに基づき必要なメンバーが集まることもある為、部会の中にいくつかのグループが必要だと思われるが、名称は要検討。 ・部会を超えての話し合いは、事務局の中のワーキングを設置するという方法もある。部会の中でのみ完結しないような体制にむけた検討を今後も行っていく。

議題2： 各部会の報告

議事

(精神保健福祉部会)

・連携に関する企画を検討している。高齢分野との連携ワーキングは主任介護支援専門員研修を合同で行う(1/23)。ピアサポートの普及啓発を支援を届けたいということに絞って来年度から取り組む準備を始めている。各病院から現状や地域移行支援についての話題を共有しつつ、確認を行っている。他の圏域にも関わる内容も共有した。高松圏域では退院時に相談支援専門員が見つからないときには基幹相談支援センターが担うが他圏域は病院が一つ一つ問い合わせしている現状があり、結果待機する期間は延びてしまうケースがあるため、行政の協力が必要。次年度の体制の変更についても話合っている。スーパーバイザー派遣事業のチラシについては、予算の関係で遅延したが年度内には取り組む。

(相談支援部会)

災害時モデル事業については、報告や検討は実施できていない。コア会議の中で検討を始めたため、進行により部会においても共有していきたい。隔月で GSV を実施して地域課題を抽出することとしていたが、中々抽出が難しく、今後分析をしていく。研修会については大枠が決定したため、協議会のメンバーには近日中に周知予定。

(身体障害者支援部会)

災害弱者あんしんネットワークの研修には運営側として参画。視覚障害者福祉センターを訪問し、情報交換を行った後、部会にも参加してもらい、今後も引き続き、情報共有や地域課題の整理などを行うこととする。高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点で実施しているピアサポーターの交流会などに部会メンバーが参加。

(知的障害者支援部会)

来年度の当事者の参加については、参加依頼者7名を決定した。来年度年に1～2回、当事者に参加してもらおう。部会メンバーとの関係性構築のために、メンバーと当事者の懇親会を企画。支援学校卒業後の住まいがなかなか見つからないという状況について、県協議会でも検討しているという状況であったため、メンバーで共有。

→当事者は正式なメンバーでは無く、アドバイザー的な動きと捉える

(発達障害部会)

来年度に向けて、枠組みの整理をしている段階。地域課題の抽出に向けてアドバイザーを招聘し、様々な分野の関係者と協議(1/19)地域課題を協議することを部会の軸にする方向。協議した内容については、関係各所で業務として実施していく方向で調整する。まるごと福祉相談員との情報交換などは部会としても継続して取り組む方向。実際のケースについては各事業所と行

	う。こども部会とのコラボについては、アルプスかがわ主催研修で実施した放課後デイについては子ども部会に引き継ぐ。
--	---

議題 3：放課後等デイサービスの支給量について	
議事	利用日が20日はないと、共稼ぎの世帯は厳しい。高松市は14日間利用であり、保護者の働く上での制限が生じているのが現状としてあるため、今後市としてどのような対策を検討しているのか教えてもらいたい。
決定事項	他市よりも少ないという現状は市も認知しており、協議中とのこと。

議題 4：その他	
議事	<p>・<u>権利条約研修開催(チラシ参照)</u> 2/19 に開催。講師より、行政にも是非参加して欲しいとの意向あり。100名定員。前半は講義、後半がグループワークで、参加スタイルを選択できる。楽しい研修になると思うので、是非参加してもらいたい。協議会に属する方を対象としている。</p> <p>・<u>難病患者などの地域支援体制について</u> 難病患者の医療証をすでに取得している方は変更ないが、取得されていない方が福祉サービスや就労支援を利用する際に、利便性が高まるように登録者証を発行するのが今後の国の方向</p> <p>・<u>高等部卒業時点で17歳の児童に対するサービス支給について</u> 高等部3年生の3月生まれ等の児童が、18歳の誕生日以降にしか B 型事業所が使えないと判断している自治体がある。出来れば公平に卒業後すぐに利用できることが求められる。1～2 月に申請があれば3月からの利用が可能ないように手続き可能と児童相談所が回答している。</p> <p>・<u>移動支援について</u> 県自立支援協議会において、各市町に調査をした結果が集約された。相談支援専門員に知っておいてもらいたいということが目的。</p> <p>・<u>主任相談支援専門員養成研修について</u> 現任研を受けた後、3年間の実務が必要。人材育成の役割も求められる。令和3年度段階で要件①～④を検討して実施してきたが、全ての項目に該当する方がほとんどいなくなっている。②を少し修正。高松ではエリアミーテ</p>

	<p>イングがあるが、このような取り組みにも積極的に参加している方で、人材育成や実習受け入れや協議会の運営に積極的に関わる意思のある方にも範囲を広げることに変更した。</p> <p>→高松では複数が見込める旨を県には報告する。</p>
--	---

R5 年度第 8 回高松圏域自立支援協議会運営会議

日時】令和 6 年 1 月 12 日（金）9：20－10：50

場所】かがわ総合リハビリテーション福祉センター第 1 研修室

参加機関】 香川中部支援学校（欠） 高松支援学校 高松市健康づくり推進課 高松市障がい福祉課

三木町福祉介護課 直島町住民福祉課

就労支援部会）かがわ総合リハビリテーションセンター成人支援施設 障害者就業・生活支援センターオリーブ

精神保健福祉部会）障害者地域生活支援センターほっと

相談支援部会）障害者生活支援センターたかまつ

身体障害者支援部会）障害者生活支援センターあい

知的障害者支援部会）相談支援センターりゅうん

発達障害部会）発達障害者支援センター「アルプスカガワ」

こども部会）地域生活支援センターこだま

医療的ケア部会）一般社団法人 garyu

当事者団体・家族会連絡会）相談支援事業所ライブサポートセンター

居宅サービス事業所連絡会）地域活動支援センタークリマ 高松市社会福祉協議会訪問介護事業所

B 型事業所連絡会）社会福祉法人ナザレの村

会長、事務局）高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点

議題】

- ① 会則の変更について（30 分間程度）
- ② 各部会活動報告（15 分程度）
就労・精神・相談・身体・知的・発達の各部会より活動の報告
- ③ 高松支援学校より情報提供（10 分程度）
- ④ その他（35 分程度）
 - ・権利条約研修の開催について
 - ・予算執行の状況について
 - ・難病患者等の地域支援体制について
 - ・高等部卒業時点で 17 歳の児童に対するのサービス支給について
 - ・電話リレーサービスについての情報提供
 - ・移動支援について
 - ・R6 年度主任相談支援専門員養成研修について

次回 2 月 9 日（金）9：20－10：50

かがわりハセンター

障害者権利条約の総括所見を受けて 私たちは何ができるのか!?

講師：一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク

代表理事 玉木 幸則氏



講師プロフィール

1968年兵庫県姫路市に仮死状態で生まれたため脳性マヒとなる。

1991年日本福祉大学社会福祉学部第II部卒業後、自立生活センター メインストリーム協会で自立生活運動にのめり込む。現在 一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク代表理事や社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会権利擁護普及推進及び相談支援アドバイザーを務める傍ら、内閣府 障害者政策委員会委員も務め、龍谷大学客員教授 NHK Eテレ「バリバラ」にご意見番としてレギュラー出演中

日時：2024年2月19日(月)

13:30~16:30(受付13:00~)

場所：サンメッセ香川 2F 中会議室

対象：

高松圏域自立支援協議会に属するすべての会員

定員：100名程度

参加費：無料

タイムスケジュール

13:00~	受付開始
13:30~(90分)	講演
15:00~(15分)	休憩
15:15~(40分)	グループワーク(感想、質問事項等)
15:55~(35分)	発表、質疑応答
16:30	終了

2014年、日本が障害者権利条約に批准し9年が経過しました。昨年初めて対面審査が行われ、その結果は他国に比べて、かなり評価が低いものでありました。そのことを日本人として、専門職として、再度基本的なところから学び直す必要があるのではないのでしょうか。

日本で障害者権利条約の効力が発生した10年目の節目に、日本相談支援専門員協会の顧問であり、西宮市社会福祉協議会でのアドバイザー等、幅広い活動をされている玉木幸則氏を招き、お話し頂きます!!

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

高松圏域自立支援協議会 相談支援部会主催
研修会 申し込み用紙

【日 程】2024年2月19日(月) 13:30~16:30

【場 所】サンメッセ香川 2F 中会議室

【対象者】 高松圏域自立支援協議会に属するすべての会員どなたでも参加いただけます。

(※申し込み多数の場合、人数を調整させていただく場合があります。

連絡が無い場合には参加受付出来ておりますので、ご参加ください。)

【参加希望者】

	①	②	③	④
所属				
氏名				
連絡先				
メールアドレス				
参加希望 どちらかに○を	<input type="checkbox"/> 全日程参加 <input type="checkbox"/> 講演のみ参加	<input type="checkbox"/> 全日程参加 <input type="checkbox"/> 講演のみ参加	<input type="checkbox"/> 全日程参加 <input type="checkbox"/> 講演のみ参加	<input type="checkbox"/> 全日程参加 <input type="checkbox"/> 講演のみ参加

【講師の方への質問、会場での配慮事項などをご記入ください】

参加をご希望される方は、必要事項をご記入の上、下記のアドレス (FAXでも可) まで返信をお願いいたします。 **締め切り：2024年1月31日(水)**

メール：hot3770@shirt.ocn.ne.jp

FAX：087-840-3769 (送信票不要)

担当：支援センターほっと 福本

ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

障害者生活支援センターたかまつ 担当：森川

TEL：087-815-0330

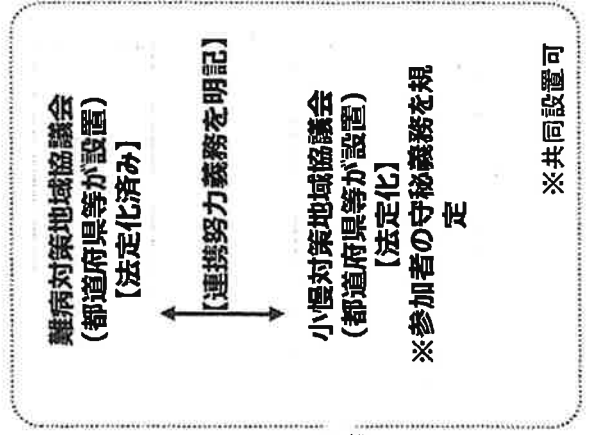
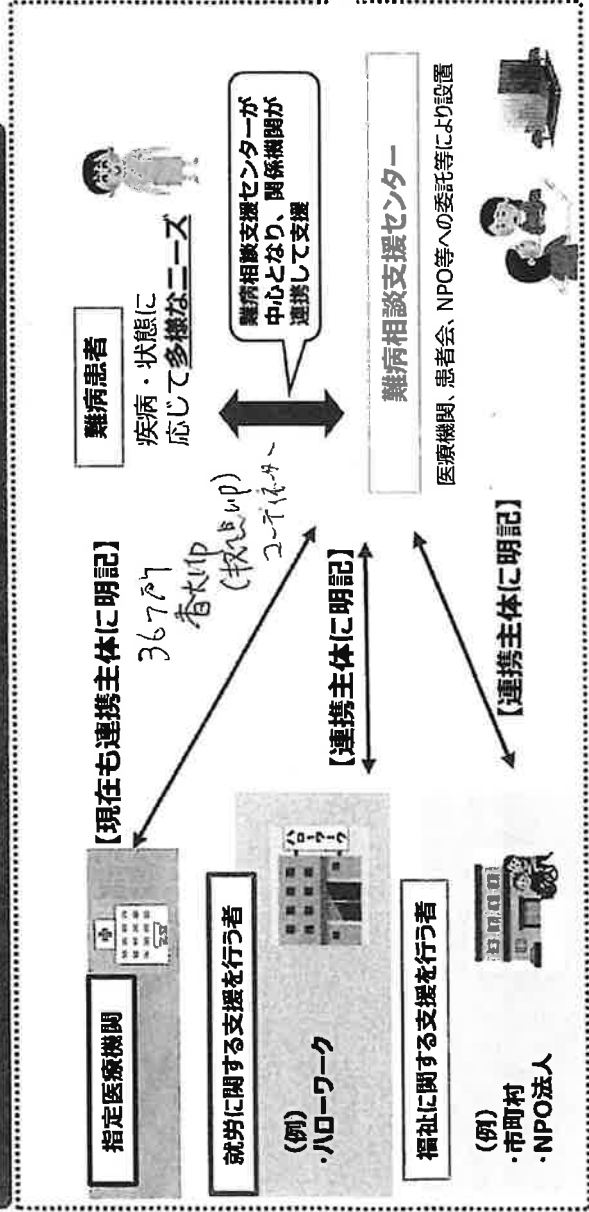
主催：高松圏域自立支援協議会 相談支援部会

難病患者等の地域における支援体制の強化 (令和5年10月1日施行)

改正の概要

- 難病・小慢患者のニーズは多岐にわたり、こうしたニーズに適切に対応するためには、福祉や就労支援など地域における関係者の一層の関係強化を図っていくことが重要であることから、**難病相談支援センターの連携すべき主体として、福祉関係者や就労支援関係者が明記された。**
- 小児慢性特定疾病児童等の成人期に向けた支援を一層促進するとともに、成人後の各種支援との連携強化に取り組み必要があることから、難病の協議会と同様に、**小慢の地域協議会が法定化されるとともに、難病と小慢の地域協議会間の連携努力義務が新設された。**

見直し後の地域における支援体制（難病）のイメージ



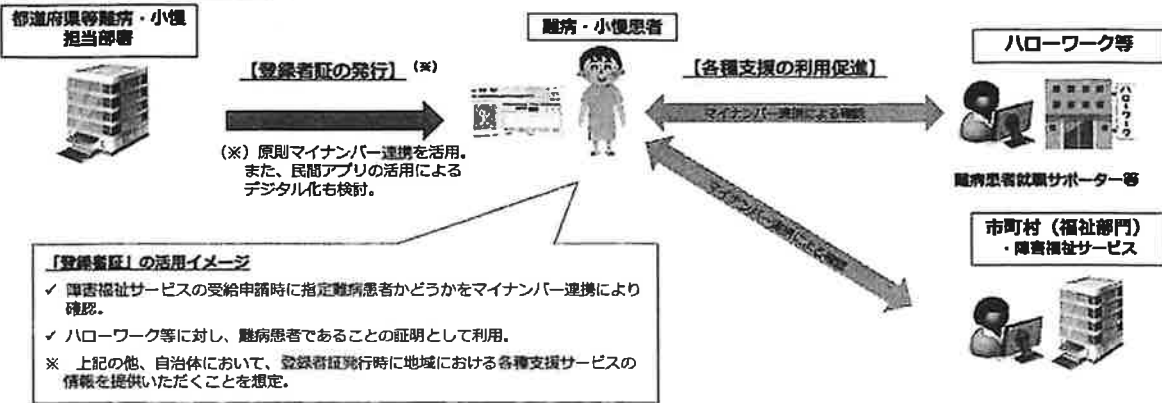
「登録者証」発行事業の創設① (令和6年4月1日施行)

資料1

改正の概要

- 難病法及び児童福祉法の改正により、福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、都道府県等が患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する事業が創設された。

登録者証の活用イメージ



1

「登録者証」発行事業の創設② (令和6年4月1日施行)

登録者証の取扱い(案)

論点	見直し(案) ※赤字が前回の合同委員会資料からの主な追記箇所。
マイナンバー連携事項 〈省令事項〉	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定難病の患者又は小児慢性特定疾病児童等(※)であること。 ※指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童及び児童以外の満二十歳に満たない者 ● 「指定難病名」、「小児慢性特定疾病名」はマイナンバー連携しない。
申請の流れ等 〈通知等〉	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定難病の患者等からの申請に基づき発行する。 ※医療費助成を受給している方についても、申請に基づき登録者証を発行する。 ● 転居した際は、転入先の自治体にその旨を届出。 ※転入先の自治体で届出があった場合、転入先の自治体から転出元の自治体に連絡し、転出元の自治体において登録者証情報を無効にするとともに、転出先の自治体で新たに登録者証情報を登録する。
登録頻度(有効期限) 〈通知等〉	<p>再登録不要(有効期限なし)</p> <p>※小児慢性特定疾病児童等については、医療費助成を受けている限り有効。</p>
様式 〈省令事項〉	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則マイナンバー連携を活用する。 ※マイナポータルにおいて、自身の情報が行政機関でどのようにやりとりされたか確認することが可能。 ※マイナンバーカードにより指定難病の患者等であることを確認できない状況にある方が、必要な証明ができるよう、本人からの求めに応じて紙で「登録者証」を発行する。 ※民間アプリの活用による、マイナポータルを用いない形での登録者証の提示方法についても検討を行う。
活用方法 〈通知等〉	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスの受給申請時やハローワーク等の利用時に、医師の診断書に代わり、指定難病の患者等であることを確認できるものとして示すことができることを、厚労省から自治体やハローワーク等の関係機関に周知する。 ● 自治体やハローワーク等における登録者証の利活用が促進されるよう、厚労省において、障害福祉・就労支援サービス等の地域で利用可能なサービスの情報提供するためのリーフレットのひな型を作成し、難病相談支援センター等を通じて患者に周知する。

2

高等部卒業後 18 歳未満である児童が障害者対象障害福祉サービスを利用する場合について

課題

対象児童の誕生日が 3 月後半など卒業式の後であるため、卒業後すぐに就労継続 B 型の利用が出来ないケースや児童対象のサービスを利用継続するケースがある。

現行制度

- ・ 障害児が障害者のみを対象とする障害福祉サービスの利用を希望する場合は、児童相談所の適否を求める必要がある。

(根拠)児童福祉法附則 第 63 条の 2 又は第 63 条の 3

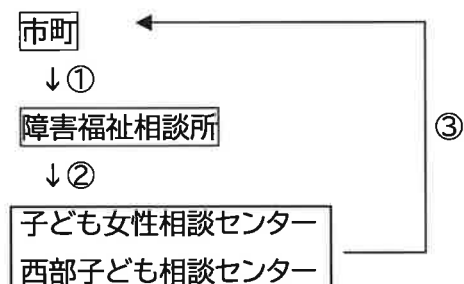
- ・ 特別支援学校卒業後すぐに就労継続 B 型の利用を希望する場合、実習によるアセスメントを行い、アセスメント会にて検討を行っている。

(根拠)H29.4.25 事務連絡 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課発出

「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」

申請から通知までの流れ (障害福祉相談所・児童相談所に確認)



- ① ア 障害者の障害福祉サービス利用を希望する児童一覧と
イ アセスメント結果報告書or本人の概況や調査票等まとめた書面を
市町から障害福祉相談所(宛名は児童相談所長)に送付し、児童相談所の意見を求める。
- ②障害福祉相談所は書面審査を行い、意見をつけて児童相談所に送付
- ③児童相談所から市町に回答

(補足説明)

- ・ 1, 2月に申請があれば 3 月のサービス利用に間に合うように審査等が行える。
- ・ 高等部に在学していない児童については、障害福祉相談所が調査を行うため、障害福祉相談所での本人、保護者の面談が必要。市町担当者や相談支援専門員が同行する場合もある。

(参考)

児童福祉法附則

第六十三条の二 児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた十五歳以上の者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設(次条において「障害者支援施設」という。)に入所すること又は障害福祉サービス(同法第四条第一項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。)を利用することが適当であると認めるときは、その旨を身体障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。

第六十三条の三 児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を知的障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。

(補足)

精神障害(発達障害を含む)は精神保健福祉センター所長

総情活第82号
障企自発1130第1号
令和5年11月30日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管課 御中
中核市

総務省情報流通行政局情報流通振興課
情報活用支援室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

電話リレーサービスに関する周知広報等について

平素より情報通信行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

聴覚や発話に障害のある方が手話通訳オペレータ等を介して電話をかけることにより通話の相手方との意思疎通を可能とする電話リレーサービスに関して、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に基づき、令和3年7月から公共インフラとしてのサービス提供が開始されています。

24時間365日のサービス提供や緊急通報への接続、通話の相手方との双方向での発信が可能となるなど、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に大きな意義を有するサービスとなっています（※1）。

電話リレーサービスの更なる普及のためには、広く国民に制度が認知されるとともに、聴覚障害者等にサービスの存在、登録方法（※2）や利用方法等が認知されることが必要です。

関係者の認知や理解の更なる向上を図るため、改めて下記について、貴自治体内における周知にご協力いただきますようお願いいたします。また、人事課や会計課といった人事や契約のご担当者様へも情報共有いただき、貴自治体としての法人登録をご検討いただきますようお願いいたします。

※1 実際のサービスは、総務大臣指定の電話リレーサービス提供機関である一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供しており、令和5年8月末現在までに13,520人の方に利用登録をいただいています。

※2 聴覚障害者等が電話リレーサービスの利用を開始するためには、アプリ等による事前登録が必要となります。

記

1 各市区町村、情報提供施設への周知依頼

本通知について、各都道府県におかれては、管内の聴覚障害者情報提供施設、関係団体、各市区町村等に対して、周知いただくようお願いいたします。

2 地域の聴覚障害者等への周知広報

地域の聴覚障害者等に対して、聴覚障害者情報提供施設や関係団体等と連携の上、各種行事開催の機会等を捉えてパンフレットの配布、ホームページでの広報等を通じた、制度等に関する積極的な周知広報のご対応をお願いいたします。

【パンフレット】

https://nftrs.or.jp/wp-content/themes/theme_nftrs/images/pdfs/pamphlet.pdf

上記 URL、QR コードからパンフレットを

ダウンロードいただき、ご活用ください。

詳細は下記【問合せ先】までご連絡願います。



3 法人利用登録（聴覚障害等のある職員による業務における利用）

各自治体に勤務される聴覚障害等のある職員について、自治体が法人として利用登録を行うことにより、業務上の外部との連絡などの場面において、音声電話の代わりとして電話リレーサービスの活用が可能となり業務の幅が広がります。

具体的な法人利用登録の方法については、一般財団法人日本財団電話リレーサービスからのご案内（別紙）を参照いただき、人事課や会計課といった人事や契約のご担当者様へも情報共有いただき、法人登録を検討いただくようお願いいたします。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。）第 7 条において、行政機関等の事務又は事業を行うに当たり、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、障害者から社会的障壁の除去の申出があった場合は合理的な配慮の提供を行うことを義務付けています。

4 問合せ対応

各地域の聴覚障害者等から、電話リレーサービスに関する問合せや登録希望等があった場合には、電話リレーサービス提供機関をご紹介いただくなどのご対応をお願いいたします。

【問合せ先】

総務大臣指定電話リレーサービス提供機関

一般財団法人 日本財団電話リレーサービスカスタマーセンター

（受付時間：9時30分～17時）

電話番号：03-6275-0912

【本件連絡先】

情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室

担 当：輿石補佐、江藤主査、高橋官

電 話：03-5253-5685

メール：telephone-relay@ml.soumu.go.jp

令和5年11月30日

都道府県知事
各政令指定都市市長
中核市

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関
一般財団法人 日本財団電話リレーサービス
理事長 大沼 直紀

聴覚障害者等職員向け電話リレーサービス法人登録について（ご案内）

電話リレーサービスとは、耳のきこえない・きこえにくい方や発話の困難な方の会話を通訳オペレータが「手話」・「文字」と「音声」を通訳することにより、電話が利用できるサービスです。登録できる方は、聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方で、音声電話の利用が困難な方となっております。

耳のきこえない職員や発話の困難な職員が電話リレーサービスを使うと電話を使った職務も可能になり、仕事の幅が広がります。また、「同僚に対し自分の代わりに電話をお願いする」という精神的な負担も軽減され、自立を助けることとなります。

聴覚障害等のある職員の方々が電話リレーサービスの利用を希望されている場合は、ぜひ法人として電話リレーサービスのご登録をお願い致します。

本サービスの内容は、以下のとおりでございますので、併せて人事課等の電話契約ご担当者様へも情報共有いただければ幸いです。ご不明な点等ございましたら、以下お問い合わせまでご連絡願います。

【パンフレット】

https://nftrs.or.jp/wp-content/themes/theme_nftrs/images/pdfs/pamphlet.pdf

上記URL、QRコードからパンフレットをダウンロードいただき、
ご活用ください。

なおダウンロードいただけるパンフレットは、総情活第※号、
障企自発〇〇〇〇第〇号文書の2の【パンフレット】で示すものと同一です。



【登録方法】※郵送に限ります。

<https://nftrs.or.jp/register/>

上記URLページ、QRコード内の「郵送での登録」をご参照いただき、必要書類にご記入のうえ、郵送にてお申込み願います。



【お問い合わせ】

総務大臣指定電話リレーサービス提供機関

一般財団法人日本財団電話リレーサービスカスタマーセンター電話03-6275-0912

※メールでのお問い合わせは、ホームページの「お問い合わせ」フォームより願います。

※手話・文字チャットでの相談窓口もあります（9時30分～17時。年末年始は休み）

電話リレーサービスは こんなときに便利！

24時間 365日、双方向で電話することができます。
緊急通報にも対応、時間を選ばずいつでも連絡を取り合うことができます。



事故など不測の事態や災害発生などの緊急時にも、「110（警察）」「119（消防）」「118（海上保安庁）」への発信に対応しています。

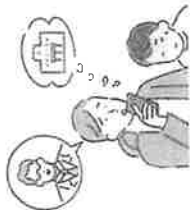
緊急通報

急な出張先など、取引先や同僚に急に連絡を取りたいときにも、第三者に伝えて頼むといったこともなく迅速に自分で電話で伝えることができます。



仕事のやりとり

あらかじめ診療予約が必要な病院や、予約の変更をしたいときにも、また、受診前に病状を説明する必要がある際、しつこく伝えることができます。



病院への連絡

特別なケースだけでなく、家族や新しい友人などの緊急な日常会話を築くためにも、遠く離れた距離でも身近に感じられるのは、素晴らしいです。



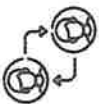
家族や友人との会話

公共インフラになり新たに可能となった機能

24時間・365日のサービス対応



双方向でスムーズな会話を實現



かけたいときにいつでも通話ができます。

聞こえる人からも、聴覚障害者等からも通話ができます。

緊急通報（110 番等）への接続を實現



災害時や緊急時の人命に関わる連絡ができます。

電話リレーサービスの仕組み

公共インフラとしての電話リレーサービスは、法に基づき指定された電話リレーサービス提供機関が提供します。その提供に必要な費用は、電話提供事業者からの負担金を原資とする交付金で成り立ちます。交付金の交付や負担金の徴収業務は同じく法に基づき指定された電話リレーサービス支援機関が行います。



よくあるご質問

- (Q) 聞こえる人も電話リレーサービスの登録が必要ですか？
(A) 聞こえる人は登録は必要ありません。聞こえる人が現在ご利用の電話番号で、電話リレーサービスの利用者への登録値が可能です。
- (Q) 目の前にいる相手に用件を伝えるために、電話リレーサービスを利用できますか？
(A) できません。離れたところにいる相手と通話するときのみご利用いただけます。
- (Q) 電話リレーサービスのかけ先に制限はありますか？
(A) 本サービスは、日本国内における通話のみご利用いただけます。0570 番号などかけることのできない番号があります。
- (Q) 通訳オペレータを指名することはできますか？
(A) できません。どの通訳オペレータでも一律のサービスを提供しています。
- (Q) 通訳オペレータに用件を伝えて、後日結果のみを知らせてもらうことはできますか？
(A) 通訳オペレータは会話をリアルタイムで通訳します。用件を預かり、代わりに質問や交渉して連絡調整した結果だけをお伝えするようない方はできません。
- (Q) 文字通訳の履歴を記録として利用することはできますか？
(A) いかなる場合でも、文字・映像データを記録として利用することはできません。
- (Q) 法人でも契約はできますか？
(A) はい、月額料ありのプランのみ登録可能です。ご利用者様1人につき1つの登録が必要です。

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

サービスへのご意見、ご質問、ご利用、利用登録、お客様サポートのお問い合わせ
TEL : 03-6275-0912 FAX : 03-6275-0913
WEB: <https://nfrs.or.jp/>



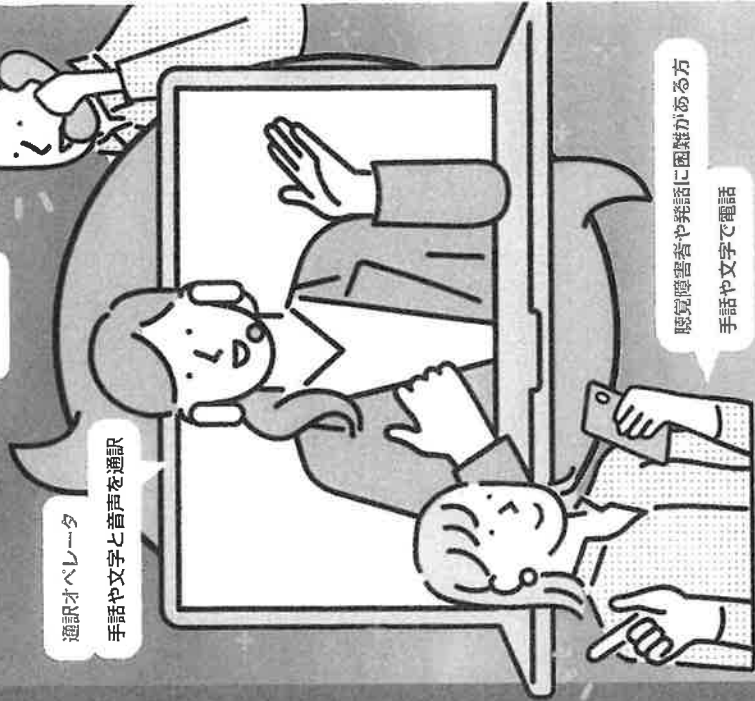
【メールでのお問い合わせ】
ホームページのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。
【手話・文字チャットでのお問い合わせ】 ホームページにて窓口をご利用しております。
受付時間 9:30～17:00 定休日 なし（年末年始を除く）



もっと知りたい！ 電話リレーサービス について

通話の相手先
音声で電話

通訳オペレータ
手話や文字と音声を通訳



聴覚障害者や発話に困難がある方
手話や文字で電話

手話・文字と音声の通訳で、通話を実現

電話リレーサービスは、聴覚障害者や発話に困難のある方も電話でコミュニケーションができる、法律に基づいた公共インフラです。詳しい内容や登録方法、使い方を紹介いたします。

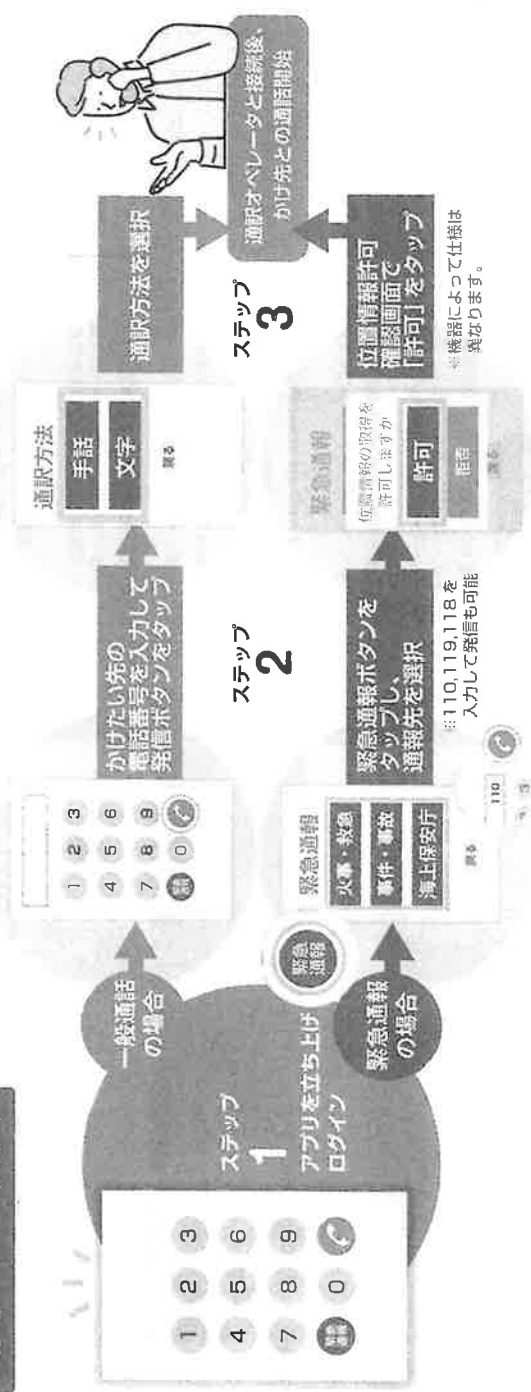
電話リレーサービスとは

聴覚障害者ときこええる人の電話を、「手話」と「音声」と「文字」を翻訳することにより、即時双方向につなぐことのできるサービスです。普段の会話や仕事上での電話、警察や病院などへの緊急通報など、さまざまなシチュエーションで電話することができます。このパンフレットでは、ご利用方法と登録方法についてご紹介いたします。

ご利用方法

ご利用方法は、一般通話の場合でも緊急通報の場合でも、簡単な手順でご利用いただけます。

電話をかける場合



電話を受ける場合



料金体系

以下の通り、の料金体系からお選びいただけます。

月額料	月額料あり
無料	178.2円/月 (税抜き162円)
通話料 (固定電話着)	5.5円/分 (税抜き5円)
通話料 (携帯電話着)	33円/分 (税抜き30円)

※緊急通報、フリーダイヤルは無料です。ただし、フリーダイヤルをご使用された使用したくない場合は、通話料は発信にかかるとの予定です。

登録方法

登録方法はアプリまたは郵送です。手順は以下のとおりです。なお、以下の登録手続きにて一般通話、緊急通報のどちらでもご利用いただけます。

- 1 アプリをインストール**
※Android端末をご利用の方は「Google Playストア」、iOS/iPad OS端末をご利用の方は「App Store」からインストールしてください。
- 2 アプリを起動して、通知許可確認画面で通知を許可、新着登録をタップしてください。**
- 3 動作環境、利用規約等を確認して、「利用規約に同意する」に、チェックをして「次へ」をタップしてください。**
- 4 アプリの通知設定は「はい」を選択して、「次へ」を選択してください。**
- 5 「ファイナルを選択」をタップして、本人確認書類を添付し、「次へ」をタップ。年輸入力後、未成年者は法定代理人（親権者等）の登録欄に法定代理人情報、法定代理人の本人確認書類、同意書を添付し、「次へ」をタップしてください。**
- 6 入力内容をご確認の上、よろしければ「はい」を、入力内容に誤りや不足がある場合は「いいえ」をタップして入力画面に戻り、再度入力してください。**
- 7 支払い方法を選択し、各支払方法の専用ページにて必要な情報を入力してください。**
- 8 支払い方法の登録が完了すると、登録申請完了のプッシュ通知が届きます。郵送申請の場合は、電話リレーサービス提供期間日本郵政株式会社ホームページへアクセスし必須書類をダウンロードして再読してください。**
- 9 申請が承認されると郵送で通知が届きます。**

利用登録についてのお問い合わせ

電話リレーサービスカスタマーセンター
TEL:03-6275-0912 FAX:03-6275-0913
WEB:https://nfrs.or.jp/contact/

メールでのお問い合わせ：ホームページのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。
手話・文字チャットでのお問い合わせ：ホームページのお問い合わせページにて、手話・文字チャットによるお問い合わせ窓口をご利用いただけます。
受付時間 9:30 ~ 17:00 定休日 なし（年末年始を除く）



令和6年度 高松圏域における四国ブロック主任相談支援専門員養成研修
受講推薦者の選定方法（案）

（選定基準）

「令和6年度四国ブロック主任相談支援専門員養成研修開催要領」を基準とし、受講者を推薦するものとする。ただし推薦された者の活動エリアが、一部の市町に偏ることがないように配慮するものとする。具体的には、本人が、本研修の受講を希望し、以下の要件の①～④のすべてを満たすと運営会議で認めた者を優先的に推薦する。ただし、すべての要件を満たす者が、複数名選定された場合は、各市町担当者と推薦された者と協議し、運営会議にて受講者を決定する。さらに、要件の①～④のすべてを満たす該当者がいない場合は、要件①～③の基準を満たす者、要件①～③を満たす該当者がいない場合は、要件①・②を満たす者を選定する。本選定基準は、四国ブロックでの実施が予定されている令和6年度の基準とする。

（要件）

- ① 障害者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を修了した後、本研修の受講開始日前において相談支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が3年（36か月）以上である者
- ② 現に協議会の運営又は、相談支援体制強化に向けた取り組みを地域で積極的に実践している者で、本研修を受講後、高松圏域内での人材育成（事例検討会、GSV等）、相談支援従事者研修への講師参加及び実習受入）、協議会の運営等を積極的に担う意思のあり、各市町から推薦を受けた者
- ③ 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等で現に相談支援に関する指導的役割を担っている者。（高松市、三木町、直島町のいずれかが、③の要件に当てはまる相談支援事業所として認定していること。）
- ④ 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっている者。

No.	R5年度 目標	4月～6月の目標	4月～6月の進捗	7月～9月の目標	7月～9月の進捗	10月～12月の目標	10月～12月の進捗	1月～3月目標
1	<p>○イベント委員会 しごとサリタカまつとジョブチャレかがわを同時開催・雇用セミナーの企画・実施</p> <p>○広報・調査委員会 高校大学プロジェクト・小豆島について情報交換 イベントの広報強化</p> <p>○就労移行支援事業所等委員会 移行事業所視察・訓練内容確認・制度情報共有・事例検討</p> <p>○A型委員会 A型事業所視察・訓練内容確認・制度情報共有・事例検討</p> <p>○就労アセスメント委員会 特別支援学校のB型希望者のアセスメント実施 就労移行支援事業検討</p>	<p>・就労相談会の検討。チラシ作成。</p>	<p>R5.5.1 全体会実施。昨年までの進捗及び今年度の予定について確認した。</p> <p>R5.5.17 イベント委員会、広報調査委員会、全体会を実施した。イベント委員会では、ジョブチャレかがわの企画検討した。R5.6月末にチラシ完成した。広報・調査委員会では、令和5年度の計画確認し、情報発信の方法についても、県本市の情報発信(KP5000)について情報共有した。全体会では、香川県社会福祉センター協議会担当者から説明した。</p> <p>R5.6.29 就労移行支援事業所等委員会を実施。現状報告、政令事項(社会保障審議会議事録等)について情報共有。職員スキル等について議論した。</p>	<p>R5.8.21 就労相談会に向けた動きとして、チラシ配布等広報活動、当日の動き確認。広報・調査委員会では、就労移行支援事業所等委員会では、職員スキル向上に向けた検討等。</p>	<p>R5.7.19 イベント委員会、広報調査委員会、全体会を実施した。イベント委員会では、ジョブチャレかがわの企画検討した。広報調査委員会では、高校大学プロジェクト等に加えて、就労移行支援事業等について確認した。</p> <p>R5.8.21 ジョブチャレ香川を実施し、13名の相談があった。</p> <p>R5.9.20 就労移行支援事業所等委員会があった。岡山の特例子会社の方を招いて、事業紹介等を行った。</p>	<p>【10-12月目標】 R5.12.1 就労アセスメント会議の開催 R5.12.20 就労移行支援事業所等委員会 【10-12月中経過】 R5.11.8 イベント委員会、広報調査委員会、全体会を実施した。イベント委員会では、雇用セミナーについて検討した。広報調査委員会では現状の課題等を報告した。 【今後の方向性】 R6.1.24 就労移行支援事業・B型の一併併用についてセミナー(就労支援部会内部向け) R6.2.26 企業向け雇用セミナー R6.3月 就労移行支援事業・B型の一併併用についてセミナー(就労支援部会主催) その他 会議(イベント委員会、広報・調査委員会、全体会等)の開催</p>	<p>10月～12月の進捗</p>	<p>1月～3月目標</p>
2	<p>○精神障害者支援関係者で施設と福祉の連携企画を、参加のハードルが上がり過ぎないように継続予定。</p> <p>○前回の研修をブラッシュアップさせ、高松市内の主任介護支援専門員を対象に研修を企画する予定。</p> <p>○作成したパンフレットを活用した普及啓発を予定。</p> <p>○引き続き、地域移行支援サービスに限らず、病院内の退院支援の取り組みについて部会内で共有。必要に応じて部会からのアクションを起こす方向で検討していく。</p> <p>○引き続き、コア会議を年3回実施予定。進捗と方向性について適宜、確認する。</p> <p>○令和5年度のスーパーバイザー派遣事業の方向性に合わせて、チラシを作成したうえで、各関係機関に周知する予定。</p>	<p>①連携企画を検討するため、医療機関にインタビューを実施する。</p> <p>②高松市内の主任介護支援専門員を対象に研修を企画する。(「介護保険への移行について」(パンフレット)の高松圏域バージョンについて)個別対応するため、パンフレットには記載しない方向。</p> <p>③各担当が調整し、説明会を実施した。</p> <p>④退院支援における課題が共有できた。</p> <p>⑤コア会議を実施できなかった。</p> <p>⑥SVのチラシ検討中。</p>	<p>①インタビュー結果について項目ごとにWGメンバー内で共有。企画の検討を継続する。</p> <p>②主任介護支援専門員研修については1月下旬に開催予定。</p> <p>③普及啓発活動を継続していく予定。</p> <p>④引き続き、課題を共有しながら、共通する項目を整理する。</p> <p>⑦月にコア会議を実施。進捗の確認と今後の部会の運営体制についての検討について。</p> <p>⑧チラシを作成し周知を行なう。</p>	<p>①引き続き、インタビュー結果についての共有しながら、企画の検討を実施。</p> <p>②主任介護支援専門員研修については1月に開催予定。内容についても検討。</p> <p>③パンフレットを用いて普及啓発活動を実施。合わせて、ピアサポートへの興味についてもアンケートを行なった。</p> <p>④病院内の課題を共有しながら、共通する項目を整理する。他圏域への退院支援時の対応について確認。</p> <p>⑦月にコア会議を実施。進捗の確認と今後の部会の運営体制についても検討していく。</p> <p>⑧チラシについて確認を行なった。</p>	<p>①各病院への働きかけを行ない、より企画を医療機関の意見も加えて具体的なものにしていく。</p> <p>②主任介護支援専門員研修を令和5年1月23日の開催。</p> <p>③今後のピアWGの活動についても検討予定。次年度の研修についても検討する予定。</p> <p>④引き続き、課題の共有を継続していく。</p> <p>⑤11月にコア会議を予定。進捗の確認と今後の部会の運営体制についても検討予定。</p> <p>⑧チラシを完成させ、案内・周知を行なう。</p>	<p>①企画について検討を実施。高松圏域4か所の医療機関に参加者が集まり、医療機関の紹介・見学、参加者同士の交流の実施する方向で準備を進めることに決定。</p> <p>②主任介護支援専門員研修の内容・役割分担の確認。</p> <p>③次年度の計画について検討。ピアサポートの普及啓発を目的として、どんな人たちに情報や支援を届けたいか検討。</p> <p>④退院支援の際に相談員が見つからない時に他圏域の場合にどのように支援すればよいかなどを実際確認し共有。その他、医療機関の支援状況などを共有した。</p> <p>⑤11月にコア会議を実施。概ね現在の方向性で進めていく。ただし、次年度のコア会議メンバーについては各領域の代表に絞って検討する体制に変更予定。</p> <p>⑧チラシの確認途中のまま未完成。</p>	<p>①企画内容を具体化し、各医療機関にも検討に参加してもらえるよう働きかけ、日程やチラシの作成を行う。</p> <p>②主任介護支援専門員研修の最終確認と実施。</p> <p>③次年度の普及啓発の対象者について具体的に検討し、そのアプローチ方法についても協議していく。</p> <p>④引き続き、課題の共有と部会委員からの質問等についても確認できるように事前にメンバーリストで呼びかけてみる。</p> <p>⑤2月27日にコア会議を実施予定。今年度の振り返りと次年度の計画についても確認予定。</p> <p>⑧スーパーバイザー派遣事業の今後の方向性の確認と周知等について検討。</p>	
3	<p>○R4年度に抽出された地域課題の解決に向けて、WG等を作り、解決に向けて取り組む。</p> <p>○災害時、緊急時対応の計画作成に関するモデル事業に参加し、それを参考に、地域を巻き込んだチーム支援のスキルを身に付ける。</p> <p>○GSVを定期的に行い、相談支援専門員の相談支援スキルの向上を図るとともに、圏域内の相談支援専門員同士の協力体制の構築等を促進・浸透させる。</p> <p>○先進県等から講師を招聘し、相談支援スキル向上のための研修会を実施する。</p> <p>○R5年度の部会長等の改選に向けて、部会員の参加意識をより高めるための、運営体制の見直しを図る。</p>	<p>○GSVを定期的に実施できるように準備をし、スタートさせる。</p> <p>○災害時モデル事業にケースを提出する。</p>	<p>○今年度、GSVを隔月で実施すること、事例提供の順番を機動的に決めて、実際に1回実施することができた。最初だったので、少し戸惑う場面もあったようだが、経験の長いファシリテーターの進行により、なんとか実施出来た。今後は、回数を重ねることで、メンバーのスキルの向上と、日常的にGSVを行う習慣を身に付けてもらうことを確認した。</p> <p>○メンバーの中から事例を提出していただき、モデル事業に参加できた。</p>	<p>○災害時モデル事業に相談支援部確認しながら、部会員全員で共有する。</p> <p>○課題解決WGを視野に入れた、課題抽出にとりかかる。</p>	<p>○災害時モデル事業に相談支援部から事例を提出いただいた相談支援専門員には、避難時どう動くのか等の打ち合わせをご本人に進めていただき、検討会にも随時参加いただき、進捗確認と今後の取り組み等について検討いただいたが、その詳細についてはまだ部会内では共有できていない。</p> <p>○隔月でGSVを定期的に実施できているが、その中から課題を抽出するまでには至っていない。</p>	<p>○災害時モデル事業で取り組んだ内容について、部会内で共有し、各担当が担当している障がい者の災害時の避難について、具体的に考えて行けるような取り組みを検討する。</p> <p>○これまで実施したGSVの内容をまとめ、課題を抽出し、来年度に向けてWG等で検討するべき事項を探る。</p>	<p>○隔月に実施している研修のメニューに変更があり、災害時モデル事業についての報告は未実施。</p> <p>○災害時の個別避難計画作成に向けて、相談支援専門員としてどう取り組んでいくかについての方向性を検討する。</p> <p>○1年間関わった事例等を振り返り、地域課題の抽出に取り組む。難しく、作業は進んでいない。</p> <p>○今年度実施予定の研修会についての検討し、ほぼ確定した。</p>	

No.	R5年度 目標	4月～6月の目標	4月～6月の振り返り	7月～9月の目標	7月～9月の振り返り	10月～12月の目標	10月～12月の振り返り	1月～3月目標
4	<p>引き続き災害時の身体障害者を中心とした移動に困難のある方を対象に活動を続けたい。</p> <p>また、ピアサポーターとしての活躍の場があるかどうかメンバーと検討していく。ピアサポーターの高齢化に伴い、新たなピアサポーターの確保が重要な状況がある。視覚障害者でピアサポーター登録をして下さる方を探したい。</p> <p>講演会 今年度開催できなかった災害時に関する活動の実施を再調整する 課題の確認 ニーズ調査の結果から災害時の次にニーズの高い課題を再確認し、取り組み内容を定める 部会の構成メンバーの検討 視覚障害者や聴覚障害者の専門性の高い機関との連携を深める 取り組みをおこない、必要に応じて参加いただくことも検討する。</p>	<p>災害時モデルケースについて 支援センターにかまつの担当者と一緒に作成をすすめていく。 講演会について 災害弱者安心ネットワーク定例会への参加継続していく。 ピアサポーターについて 基幹中核での活動や取り組みを参考に今後の活動参考にした。 起震車体験について 関心のある施設へ打診をして年度内の開催を目指す。 ニーズ調査結果の再検討について 支援センターにかまつにてアンケート集計からの課題選定をすすめる</p>	<p>災害時モデルケース利用者宅へ同行訪問し現状の聞き取りを行う。 災害時に必要なものや準備しておくべきものについて本人と話し合った。 起震車体験について 入所施設利用者への起震車体験実施に向けて日程調整をすすめている。 関心のある施設へ打診をして年度内の開催を目指している。</p>	<p>災害時モデルケースについて 必要に応じて訪問や災害時の準備をすすめていく。 起震車体験について おおよその開催日時と場所を決定していきたい。 また、マックスバリュが福祉イベントへの協力をいただける話があるため打合せを行いたい。 ピアサポーターについて 参加可能な研修があれば参加し、活動内容の勉強をすすめていく</p>	<p>①災害時の対応について 12月に災害弱者あんしんネットワーク高松との連携・協力 ・9/3香川県防災協会福及びさぬま市防災会議において総合防災訓練実施。その中でメンバー（障害者）の送迎などのお手伝いを実施。12月の防災フォーラムに向けて協力して行っている。 ②起震車体験については入所施設に依頼するが、消防署で地域交流のために実施は可能だが、施設での避難訓練ではNGとで入所施設に打診中。 ③ピアサポーターについて 12月にピアサポーターと身体障害者部会メンバーとの交流会が決まりそれに向けて進めていく。</p>	<p>①防災について 12月に災害弱者あんしんネットワーク高松主催の防災フォーラムに会場貸借など協力をした。 ②ピアサポーターについて 10月の交流会について顔が見えるより近い関係性を築いていった。 ③専門性の高い機関との連携について 11月中旬に香川県視覚障害者福祉センターを訪問し、12月には部会にも参加してもらい、お互いの業務に対して説明を実施し、お互い位に何ができるか検討しあった。</p>	<p>①災害時の身体障害者を中心とした移動に困難のある方を対象に活動を続けたい。一聴覚障害、視覚障害者などにも意見を取り入れた。 ②ピアサポーターについては何回か顔を合わせ交流会を設けてより近い相談体制が構築できるようにしていきたい。 ③専門性の高い機関との連携については、引き続き香川県視覚障害者福祉センターと連携してできることを模索していく。</p>	
5	<p>○部会開催を年4回で予定。各ワーキングでの協議を継続。昨年より内容により部会全体で取り組みを行う。 ○まずは、昨年度の積み残しを早急に進める。 ○今年度は、意思決定支援と強度行動障害に関する取り組みを更に強化するものとし、研修の開催や周知活動を実施していく。 ○強度行動障害については、スーパーバイザー派遣事業を当部会にて運営していくことを提案。スーパーバイザーとして活躍して頂いている方を部会の新メンバーとして依頼し、肩を厚くして協議を進めていく。</p>	<p>○部会を開催し、今年度の取り組みおよび体制について確認する。 ○昨年度の積み残し、今年度の取組みで可能なことから進めている。 ○強度行動障害スーパーバイザー派遣事業を運営していく。 ○災害時対応モデルケースを決定し、運営会議で報告。担当相談支援専門員に対応を依頼する。</p>	<p>○4/7コア会議を開催し、今年度の部会運営について、方向性を確認する。 ○5/18部会開催。運営、取組みに関する事項をメンバーで確認する。今年度はワーキンググループに分かれず全体で、2ヶ月毎の部会開催を予定。取組み事項を確認するともに、年間スケジュールを作成した。 ○7/19部会開催までに各担当者で進めておくこととして、 ①県社協との情報交換の計画を決定 ②緊急短期入所利用に関する準備リストをHPに掲載 ③スーパーバイザー派遣事業の周知メール また、来年度から知的障害がある方を部会に参加してもらうために、参加依頼する方のイメージ像を考えておくこととした。 ○災害モデルケースについては、担当相談専門員が協議会の災害チーム検討会に参加してくれている。</p>	<p>○7月、9月に部会を開催する。 ○進捗状況の確認と詳細の計画を決定していく。 ○県社協との情報交換会を実施する。 ○予算の確認、来年度の体制づくりについても部会開催の程度確認に挙げ、常に意識して進めていく。</p>	<p>○7/14および9/12に部会開催。主に以下の点について、協議を進めた。 ①スーパーバイザー派遣事業の周知メール 9月末現在で4件の派遣依頼あり ②社会福祉協議会との勉強会（日常生活自立支援事業、成年後見人制度について） → 9/12実施 ③過去に作成した社会資源冊子の共有 ④災害時のモデルケース報告 ⑤来年度の体制、取組み、予算について ⑥緊急短期準備リストはHPへのアップ作業中</p>	<p>○進捗状況の確認 ○来年度の取組みとしている。当事者の部会参加に向けて、当事者の選定、会議の進め方等を決定する。 ○社会福祉協議会との勉強会についての進捗 ○まだ協議できていない事項（支援学校の課題）について整理する。 ○来年度の体制、取組み、予算について検討を進める。</p>	<p>○11/9事前打ち合わせのホームページ会議、11/16部会開催。 進捗状況を確認し、集約の取り組みについて協議した。 ○当事者の部会参加について ・1/17部会にて、懇談会参加者の最終確認と謝礼の支払いに関する書類回収について確認する。 ・懇談会のスケジュール計画 ・アフターフォロー + 来年度、1～2回の当事者の参加を想定。テーマに応じて意見交換する場を設ける。 + 今年度はその準備段階として、参加者と部会メンバーとの懇談会を企画。 + 参加依頼者に、懇談会の案内文書を送付した。 ②支援学校の課題について 県協議会と対応策を検討し、進めていることを確認。メンバーで共有した。</p>	<p>○1/17部会 2/14懇談会を開催する。 ○当事者の部会参加について ・1/17部会にて、懇談会参加者の最終確認と謝礼の支払いに関する書類回収について確認する。 ・懇談会のスケジュール計画 ・アフターフォロー ○今年度のおまとめ、来年度の計画を確認する。</p>
6	<p>1) について ・チラシの再送付などPRを再実施する。 ・モデル校を依頼して、実際に生徒に対して使用し、課題の考察を行う。 2) について ・相談員と2回目の情報交換会を実施して、定期的な会合の在り方について話し合う機会をもつ。ケース検討を積極実施することや、まるごと相談員がつかっているネットワークに障害者自立支援協議会のことを知ってもらう取り組みにつなげていく。 3) こども部会と共同で、放課後等デイサービス事業所のスキルアップに関する取り組みを検討する。</p>	<p>1) 高校生ガイドブックに関する取り組み ・昨年度チラシを作成してPRを実施したが、学校現場での利用には結びつかなかった。 ・今年度以降の取り組みについて、定例会の中で検討する。 2) まるごと福祉相談員との連携 ・昨年度の目標はほとんど達成できなかった。 ・相談員に、発達障がいや発達障害部会のことを知ってもらう必要を連携ができたため、これを定例会で検討する。 3) こども部会との協働 ・左記について、部会で確認したうえでこども部長に提案する。</p>	<p>1) 高校生ガイドブックに関する取り組み ・高校生だけでなく中学生にも仲を拡げて打診していく。 ・ガイドブックを増刷して、実際に高校で使っていくことを具体的に検討する。 2) まるごと福祉相談員との連携 ・相談員との情報交換会を、基幹相談支援センターが実施しているに相乗りさせていく形を進めることになった。 3) こども部会との協働 ・左記の通り提案した。</p>	<p>1) 高校生ガイドブックに関する取り組み ・モデル校を選定し、実際に生徒に対して使用する勉強会の方法などを決定する。 ・ガイドブックを増刷して、勉強会を実施する。 2) まるごと福祉相談員との連携 ・相談員との情報交換会を実施した。 ・その後の連携の具体的な場面や方法を案出して、相談員側に提案する。 3) こども部会との協働 ・放課後等デイサービス事業所スタッフ対象の研修と情報交換会を実施するので、その準備をこども部会と進める。</p>	<p>1) 高校生生活ガイドブックに関する取り組み ・モデル校の選定にあたって対象を中学校まで広げて打診。 ・現在、高松市立の中学校1校と実施に向けて検討を進めている。 2) まるごと福祉相談員との連携 ・相談員との情報交換会を実施した。 3) こども部会との協働 ・放課後等デイサービス事業所スタッフ対象の研修と情報交換会を10月に実施した。こども部会からも参加。</p>	<p>1) 高校生生活ガイドブックに関する取り組み ・モデル校での使用を実施し、結果を検討する。 2) まるごと福祉相談員との連携 ・ケース会などへの参加を複数回実施する。 3) こども部会との協働 ・次年度以降の放デイ事業所の情報交換会の実施についてこども部会と協議する。 4) 部会の構成員など組織の検討 ・現在は、高松市障害福祉課/香川こども学園/アルプスカがわ/基幹相談支援センター中核拠点のメンバーで運営している。活動内容を再検討するために、メンバーも再検討する。 4) 部会の構成員など組織の検討 ・現在のメンバーは事務局として継続し、地域課題の抽出等を目的にアドバイザーを招聘することに。ひきこもり支援等々の支援者や、当事者家族に出席を依頼する。</p>	<p>1) 高校生生活ガイドブックに関する取り組み ・モデル校の担当者や協議して、生徒への支援に関する教員のスキルアップを実施する。 ・モデル校1校に対する直接の支援になるので、この先は『アルプスカがわ』に実動を移行する。 2) まるごと福祉相談員との連携 ・この間、ケース会への参加はなかった。 ・社協や包括に打診をする。PRとともに、支援のバックアップを行う。 3) こども部会との協働 ・放デイ情報交換会については左記の通り落着。 ・4) があるように会議で次年度の活動内容を検討するので、協働についてそで検討する。 4) 次年度の部会の構成については左記のとおり決定した。 ・1月19日にアドバイザーとの会議を行って、地域課題を抽出する。</p>	

No.	R5年度 目標	4月～6月の目標	4月～6月の振り返り	7月～9月の目標	7月～9月の振り返り	10月～12月の目標	10月～12月の振り返り	1月～3月目標	
7	子ども部会	<ul style="list-style-type: none"> 部会を目的の再確認 コア会議を開催 本部会の開催 事業所連絡会の開催 直島町の療育体制についての検討 発達障害部会と医ケア部会との連携 災害時のモデルケース（児童） 任期満了に伴うR6年度に向けた新体制について 	<ul style="list-style-type: none"> 部会を開催し、今年度の活動家について部会員より意見をもらう 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回部会を以下の日時で開催した。 6月22日（水）10:00～11:30 場所：香川こども学園園舎 H30年の部会発足から現在までの活動経過の報告とR5年度の事業計画（案）を説明し、部会員より意見をもらった。今年度からは、高松市の児童発達支援センター香川こども学園もメンバーに加わった。久しぶりの開催で活発な意見交換が出来て、有意義な会であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇児童・放課後デイ連絡会開催に向けての準備を行う ・準備委員でコア会議を行う。（専修所の方2-3箇所声をかける） ・医ケア部会のリーダーの滝川さんと打ち合わせを行う ・準備会を開き、具体的な開催日時や会場を相談する 〇直島町の療育体制についての検討 ・今後、どの様に進めるかを町役場の担当者や相談する 〇発達障害不快と医ケア部会との連携 ・児童・放課後デイ連絡会の準備を医ケア部会と連携しながら行う ・発達障害部会のリーダーに高等学校で不登校やひきこもりになっている生徒に対する進路指導がどの様にされているのかについて情報交換をいただく 〇災害時モデルケース（児童） ・9月迄にモデルケースの災害計画を作成する 〇R6年度に向けた新体制について ・次年度のリーダーの候補の方に交渉する 〇福祉サービスのアンケートの公表について高松市の担当者や相談する 	<ul style="list-style-type: none"> 〇災害時モデルケース（児童） ・モデルケース2例の災害計画を作成し、要援護者名簿登録を行った。（9月末日） 	<ul style="list-style-type: none"> 〇コア会議を開催し、児童発達支援・放課後デイサービス連絡会開催に向けての準備会を実施する 〇直島町の療育体制については、町役場の担当者を通じて直島幼児学園の担当者や連絡を取り、訪問日程や連絡会開催についての具体的に相談を行う。 〇10月10日に開催されるアルプスかがわ主催の放課後等デイサービス事業所を対象とした研修会に参加する。 〇10月2日に開催される災害時のモデルケース検討会に参加し、進捗状況を伝える。 〇R6年度の新体制に向け、部長とサブリーダーの候補を決定し、運営会議で提案する 〇児童発達支援、放課後等デイサービス事業所情報を掲載している協議会HPに視覚障害の方向けの音声ガイダンス機能を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇11/8準備会実施 R6年1月10日（水）に連絡会の開催を決定。テーマは「医療の必要な子どもの支援を考える」「保育所等訪問支援の現状と課題」話題提供を4名の方に依頼した。12/1宇賀の担当者や連絡を取り、訪問日程や連絡会開催についての具体的に相談を行う。 〇12/21に直島町役場住民福祉課職員3名と幼児学園副園長、クリマ、こどもで「直島町の療育について」の第1回目の話し合いを実施した。協議会やこども部会について説明し、幼児学園での困りごとや要望を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇児童発達支援・放課後等デイサービス連絡会の開催 R6年1月10日（水）10:00～12:00 場所：かがわ総合リハビリテーションセンター第1研修室 〇直島町の療育について R6年1月31日（水）11:30～16:00 こども部会 藤井氏・直島町住民福祉課職員で直島幼児学園を訪問し、保育見学と保育士さんからの聞き取りを実施する。 〇R6年2月14日（水）部会を開催。今年度の振り返りと来年度の計画について話し合いを行う。
8	医療的ケア部会	<ul style="list-style-type: none"> 部会では、各分野の現場の課題を持ち寄り、今年度出された、地域の課題を大切に、訪問看護のワーキングを立ち上げる。医ケア児（者）・重心児（者）に関わっている訪問看護の課題を大切に、解決に向けた取り組みをワーキンググループを作り、そこで話し合ってもらえるようにしていく。その内容を年3回の部会で共有する。ワーキンググループには、色々なメンバーに参加してもらおう。スーパーバイザーとして、ソダテルにもしっかり関わってもらおう。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会では、各分野の現場の課題を持ち寄り、今年度出された、地域の課題を大切に、訪問看護のワーキングを立ち上げる。医ケア児（者）・重心児（者）に関わっている訪問看護の課題を大切に、解決に向けた取り組みをワーキンググループを作り、そこで話し合ってもらえるようにしていく。その内容を年3回の部会で共有する。ワーキンググループには、色々なメンバーに参加してもらおう。スーパーバイザーとして、ソダテルにもしっかり関わってもらおう。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回目の医ケア部会に参加していただいた方々から、各分野の課題を共有してもらおうことができた。保育教育分野では、保護者の就労と、医ケア児の体調や医ケア面で受け入れ体制を検討しなければならぬと言った点、訪問看護に関しては、児童に関わりのない看護師の介入などそれぞれの分野での課題はある。その一つ一つ、どう解決していくのが良いかを考える機会にはなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ワーキング主催で、医ケアコーディネーターを取得した看護師を対象に、研修会を開催 ・医ケアコーディネーターを取得している相談支援専門員を対象にした、フォローアップ研修の開催 ・訪問看護ワーキング主催で、医ケアコーディネーターを取得した看護師を対象にした研修会を開催。実際直度心身障害者を持つ母親から、相談員や訪問看護師に期待すること、連携に関してのお話をいただいた。受講者は多くはなかったが、ずっと医療ケア児に関わっている看護師、今後新たに関わろうとする看護師などがいたので、参考になったようである。今回は、ZOOMと対面のハイブリットでの研修とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医ケアコーディネーターを取得している相談支援専門員を対象にした、フォローアップ研修を12/14に開催予定。 ・県主催でフォローアップ研修を開催しているが、圏域内の受講者は少ない。医ケアに関しての研修は、継続して行っていく必要がある。受講者を増やしていくことも課題として検討していかなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護的ケア児等コーディネーター取得の相談支援専門員を対象にしたフォローアップ研修実施。12月時点で相談支援専門員の医療的ケア児等コーディネーターは、圏域内で18名であり（今年度取得者含む）、研修には16名が参加し、日暮のMSWの事例を元に、研修を実施。圏域内でコーディネーター取得の相談支援専門員は増加しており、約20名に達している。圏域内での質の向上が必須であり、圏域内での事例検討研修は継続していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度はまずは高松市内の医ケア児の台帳を作成したく、その準備を進める。 ・サブリーダーが支援センターを兼任になるもので、医ケア部会の状況を共有しておく。 	
9	居宅サービス事業所連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 連絡会を3回開催する。第1回：7月12日（水）AM 加算について（様々な加算と申請の仕方について） 第2回：11月15日または22日（水）AM 移動支援について 第3回：2月14日または21日（水）AM カスタマーハラスメントについて ・コアメンバー会議を4回開催する。 第1回：5月26日（金）AM 第1回連絡会について 第2回：9月 第1回の振り返りと第2回連絡会について 第3回：12月 第2回の振り返りと第3回連絡会について 第4回：3月 第3回の振り返りと来年度計画について 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回コアメンバー会議を5月26日に実施し、年間計画を立てて 第1回連絡会の打ち合わせを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 第1回コアメンバー会議を5月26日に開催し、下記の内容の協議を行った。 ・年間計画（左記）を作成 ・第1回連絡会の打ち合わせ 2. 第1回連絡会に向けて、講師依頼、案内状の送付、資料の準備などを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 7月12日に第1回連絡会を開催を実施すること 2. 連絡会終了後、コアメンバーで直後の簡単な振り返りを行うこと。 2. 9月に第2回コアメンバー会議をzoomで開催すること そこでは、第1回連絡会の詳しい振り返りと、第2回連絡会の打ち合わせ内容や役割分担を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 7月12日に第1回連絡会を実施。テーマは「特定事業所加算等、加算の取り方について」、参加者は 名。 2. 連絡会終了後の振り返りでは、声がかえりにくかったので会場を広くした方がよい、参加者数が少なかったため、市から再度案内をメールしてもらってはどうか、などの話が出された。 3. 9月6日にzoomにて第2回コアメンバー会議を実施。第2回連絡会を11月15日に行うこと、テーマは移動支援とBCPの整備についての2つにすることとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 11月15日に第2回連絡会を実施する。テーマは「移動支援を提供しやすくするには？」「業務継続計画(BCP)の整備、どうしてる？」。 2. 12月にzoomにて第3回コアメンバー会議を実施し、第2回連絡会の振り返りと、第3回連絡会についての打ち合わせを行う。 		

No.	R5年度 目標	4月～6月の目標	4月～6月の振り返り	7月～9月の目標	7月～9月の振り返り	10月～12月の目標	10月～12月の振り返り	1月～3月目標
10	<p>・ホームページで各家族会の紹介。</p> <p>・障がいの理解をしてもらえぬ機会を模索。</p> <p>・障がい者差別解消法の啓発活動。</p> <p>・マイナンバーカードや便利なアプリの使い方を講習。</p> <p>・購入した防災グッズを使用した後に、本人の障がいに合わせて必要な物をプラスして、自分の防災セットを完成させる検討会を実施する。</p>	<p>・購入した防災グッズを使用した後に、本人の障がいに合わせて必要な物をプラスして、自分の防災セットを完成させる検討会を実施する。</p>	<p>・購入した防災グッズを使用した後に、本人の障がいに合わせて必要な物をプラスして、自分の防災セットを完成させる検討会を実施した。その時の、アドバイザーとして、高松市役所危機管理課職員と高松市の防災士の方にお話を伺った。参加者30名。行政に対して家族会から、世間の人は、障がい特性の理解が低いので、行政も積極的に、災害時、障がいがある人が嫌な思いをしないように、改善策を考えてほしいと要望あり。例えば、発達障害の子どもが避難所に行くとき、「うるさい」と言われたり、「銀がしっかり教育しろ」と言われた事があるといった、体験談もあつた。</p>	<p>・7月20日(木)当事者団体・家族会連絡会の実行委員会を開催し、今後の具体的な活動方法を定める。</p>	<p>・R5年7月20日 当事者団体・家族会連絡会 実行委員会を実施。</p> <p>・個別ミラロ ミラロIDに関する質問をもつて集めた。</p> <p>・マイナンバーカードについて事前に関心を持たせた。</p> <p>①障がい者手帳との紐づけはされているのかー現在ではされていない。②医師情報については登録される前からの情報も記載されるのかーその通り。③転職した場合は？ー通常の手続きに多少、日数はかかるがマイナンバーカードを持って行くと手続きは必要ない。</p>	<p>・R5年10月16日 第2回当事者団体・家族会連絡会を実施。内容①ピアサポーターの体験発表 4名</p> <p>②ミラロIDの説明 講師：柳ミラロ 井原氏</p> <p>③マイナンバーカードについて 講師：高松市役所 デジタル戦略課</p> <p>以上の項目に、より多くの当事者の方、ご家族の方、支援者の方が参加していただく事を目標とする。</p>	<p>・R5年12月11日 当事者団体・家族会連絡会 実行委員会を実施。①実行委員会の各団体の近況報告を実施。②令和6年度の体制、連絡会の内容について議論した。③今年度の予算について議論</p>	<p>・防災パンダナを作成する。</p> <p>・相談支援部会が主催する「障害者権利条約」の講演会に参加する。</p>
11	<p>今年度より連絡会を立ち上げるにあたり、B型事業所を取り巻く環境はコロナ禍や物価高騰の影響を受け厳しい状況にあるが、昨年度に引き続き様々な課題を抽出し検討した上で解決方法を見出していく。</p> <p>取り扱っていく主なテーマとしては、工賃向上、新規事業開拓・商品開発、共同受注、利用者の重度化・高齢化への対応、障がい特性に応じた専門的な支援など多岐にわたるが、事業所見学会、意見交換会(現場スタッフを対象)、座談会(管理職を対象)を各1回開催し、B型事業所全体の工賃向上や支援の質向上に取り組んでいける仕組み作りを構築していく。</p>	<p>年間目標計画を達成するために、第1四半期としては事業所見学会や座談会を実施していくための打ち合わせについて、実行委員会を開催し計画していく。</p>	<p>事業所見学会および座談会を企画開催していくために、まずはB型事業所が現在抱えている課題抽出を行うために、『高松圏域における就労継続支援B型事業所の「座談会テーマ」に関するアンケート調査について』を高松市障がい福祉課にも配布のご協力を依頼し、6月に実施した。</p>	<p>左記のニーズ調査の集計を基に、秋頃に開催予定の事業所見学会の実施要項に関して、8月に実行委員会を開催し取りまとめしていく。また、事業所見学会を踏まえて実施を予定している座談会についても、併せて開催方法の検討を行っていく。</p>	<p>座談会および事業所見学会実施に関する打合せのための実行委員会を8/30(水)に開催した。</p>	<p>【10-12月目標】昨年度同様、座談会および事業所見学会を開催し、事業所間同士のネットワークづくりや、工賃向上やより良い支援に関する情報共有を行える場の提供を目指す。</p> <p>【10-12月途中経過】座談会(現場職員向け)を10/11(水)に開催し35名程の参加があり、①工賃向上について、②利用者の重度化・高齢化について、③精神障がい者への対応について、④作業中の支援について というテーマに関して7グループに分かれてディスカッションを行った。</p> <p>11/13(月)～24(金)の間で、受入可能な14事業所を対象とした事業所見学会を開催中。</p> <p>【今後の方向性】10・11月に開催した座談会(現場職員向け)および事業所見学会を踏まえ、今年度はさらに座談会(管理者向け)を開催し、B型事業所において起こりがちな経営と現場支援の乖離が生みやすいようなサポート体制の構築を目指す。可能であれば、工賃向上と質の高い利用者支援に精通した講師を招聘し、講演会も引き続き事業所見学会を実施していく方針が確認された。</p>	<p>座談会(現場職員向け)を10/11(水)に開催し37名の参加があり、①工賃向上について、②利用者の重度化・高齢化について、③精神障がい者への対応について、④作業中の支援について、というテーマに関して7グループに分かれてディスカッションを行い活発な意見交換を行うことができた。</p> <p>10/13(金)事務局会を開催し、座談会(現場職員向け)の振り返りと、事業所見学会に関する具体的な実施方法の取りまとめ、1月に開催予定の座談会(管理者向け)についての検討を行った。</p> <p>その後、11/13(月)～24(金)の間で、受入可能な14事業所を対象とした事業所見学会を開催し、全事業所合わせて66名の参加者があり、見学会の意見交換会も各事業所で充実した形で行えた。</p> <p>12/6(水)事務局会を開催し、事業所見学会の振り返りを行ったところ、見学会後のアンケート調査では66名中48名の回答があったがいずれも満足度の高い結果が得られ、事業所同士の顔の見える関係性づくりを大切に次年度以降も引き続き事業所見学会を実施していく方針が確認された。</p>	<p>10月に開催した座談会(現場職員向け)および11月に開催した事業所見学会を踏まえ、今年度はさらに座談会(管理者向け)を12/27(月)開催し、B型事業所において起こりがちな経営と現場支援の乖離が生みやすいようなサポート体制の構築を目指す。可能であれば工賃向上と質の高い利用者支援に精通した講師を招聘し、講演会も併せて実施を検討して行く。</p>

No.	RS年度 目標	4月～6月の目標	4月～6月の振り返り	7月～9月の目標	7月～9月の振り返り	10月～12月の目標	10月～12月の振り返り	1月～3月目標
12	<p>①障がい児者の災害時の対応について、モデルケースを選定し避難計画作成と避難行動訓練の実施に取り組む。</p> <p>②災害時の避難行動要支援者名簿への登録を推進し、登録者の個別避難計画の作成に取り組んできたが、障がい児者の登録、計画作成はまだまだ進んでいない。また、協議会身体障がい者支援部において、被災経験のある障がい福祉事業所の職員を講師に研修会を開催し、災害時の対応プログラムを作成し、被災時に備える取り組みを推進していくことが必要である。</p> <p>そこで、令和4年度、協議会全体の取り組みとして災害時の対応について協議することとし、運営会議を中心に検討を続けてきた。そして令和5年度は、協議会全体でモデルケースを選定し、そのモデルケースについて、避難計画の作成と避難行動訓練の実施に取り組む、確認された課題を運営会議を通じて市町関係部署と共有していく1年とする。</p> <p>③令和4年度に引き続き、障がい児者の権利擁護に関する取り組みをさらに推進していく。</p> <p>意思決定支援の重要性について関係内関係者への理解を促進していくために、令和3年度より意思決定支援ワーキンググループをつくり、協議を始めた。令和4年度は、抽出された好事例をもとに研修会を開催したところ、多くの参加があり、関係者の意思決定支援の重要性についての関心の高さを感じることができた。</p> <p>また、令和4年度は、障害者虐待防止法の改正により各施設・事業所に障害者虐待防止研修の実施が義務化されたことから、小規模事業所を対象とした虐待防止研修も実施した。</p> <p>権利擁護に関する取り組みを単年度で終わらせるのではなく、さらに推進していく。</p> <p>④目標①、②を推進することと各部会の活動を通じて、関係者に協議会の活動や取り組みについてひろく知ってもらう。</p>	<p>①災害時モデルケースの対応 災害時対応への取り組みについて、モデルケースを選定し、担当相談専門員と主任相談支援専門員、市社協等に集まっていただき、検討会を実施し、それを市健康福祉総務課と障がい福祉課へ報告した。検討会では各モデルケースの概要を共有し、避難行動の方向性について意見交換できた。</p> <p>②権利擁護に関する取り組みの推進 昨年度の意思決定支援研修を協議会意思決定支援検討会にて振り返り、運営会議にて報告し、今年度の企画案を策定することと、市社協、健康福祉総務課などに対しても協議会の取り組みも行ってきていることを知ってもらう。</p>	<p>①災害時モデルケースの対応 6/19、21に8ケースの担当相談支援専門員と主任相談支援専門員、市社協等に集まっていただき、検討会を実施し、それを市健康福祉総務課と障がい福祉課へ報告した。検討会では各モデルケースの概要を共有し、避難行動の方向性について意見交換できた。</p> <p>②権利擁護に関する取り組みの推進 5月12日の協議会運営会議に今年度の意思決定支援研修会の企画案を提出し、今年度は、11月に基礎編、3月の実践編を実施することが決定した。</p> <p>③災害時モデルケースについて、検討会を開催することと、よりひろく協議会の活動を知ってもらうことができた。</p>	<p>①災害時モデルケースの対応 災害時対応への取り組みについて、検討会を中心に、計画作成、担当者会、避難行動の実験等と取り組みを進める。またその進捗を運営会議に報告してもらう。また運営会議ではこの取り組みの終了後、この課題をどう取り扱うかを議論する。</p> <p>②権利擁護に関する取り組みの推進 意思決定支援実践編研修で扱う事例及び演習の内容等について検討を進める。</p> <p>③協議会の活動などを広く知ってもらうために、協議会HPの更新と変更についてすすめる。</p>	<p>①災害時モデルケースの対応 7～9にかけて8ケースについて災害時の対応の取り組みを進めてもらい毎月の検討会で報告、情報交換し合った。</p> <p>②権利擁護に関する取り組みの推進 意思決定支援実践編研修で扱う事例及び演習の内容等について検討を進めると同時に基礎編の企画立案を行った。</p> <p>③協議会HPについて随時更新を進めた。</p>	<p>①災害時モデルケースの対応 10月期の検討会を最終の検討会として実施した。</p> <p>②権利擁護に関する取り組みの推進 11月6日（月）意思決定支援実践編研修を実施し、57名が参加した。引き続き、実践研修の企画案を行う。</p> <p>③部会の活動を中心に協議会の活動をより広く知ってもらう、また参加してもらえようように、協議会会則等を見直す。現在の会則の再確認をして、修正案を提示する。</p> <p>④これまで協議してきた「グループホームから通所して生活する方を支援する際の課題としてどのようなものがあるのか、また、克服するためにはどのようにすべきか」という点に今後もフォーカスして議論を展開しても興味を示す事業所が少額になることが見込まれ、議論が活性化しない可能性がある。そのため、まずは、グループホームの担当者が集まる機会を設けて、困りごとや事業所が協力して取り組むべきことができないか検討する。</p>	<p>①緊急時の対応について協議してきた基幹センターと取り組みと合わせて、災害時についても継続した取り組みをすすめてもらうため、相談支援部会コア会議に検討を持ち込むこととなった。</p> <p>②権利擁護に関する取り組みの推進 3月4日（月）に開催予定の意思決定支援研修会（実践編）の企画立案を開始した。</p> <p>③協議会会則の見直しについて、会長・副会長・事務局・行政と打ち合わせし運営会議に提案するかたちで検討を行っている。</p>	<p>①相談支援部会にて開催した協議会（実践編）を開催する。</p> <p>②来年度に発足する予定の権利擁護部会の方向性を決める予定。</p> <p>③小規模事業所を対象とした虐待防止研修を開催する。1/11に企画会議を実施する。</p> <p>④会則を協議し運営会議としての案を策定する。</p> <p>⑤1月26日（金）にグループホームの横のつながりを作り、地域課題についても協議する合議体のあり方について協議する予定。</p> <p>⑥令和6年度の主任相談支援専門員養成研修の受講要件について協議を始める予定。</p>

高松圏域自立支援協議会 下半期予算確認表

R5年10月末までに清算済み 合計金額				402,856	R5年11月以降の動き	
No.	部会名	今後予定している支出内容	支払期日	予定金額	R5年11月以降の動き	修正金額
1	精神	ピアサポーター報償費 WG3回分 (11月・1月・3月) 1回あたり最大5名×(謝金2,000円+交通費1,000円) = 15,000円	最終3月のWG開催後	45,000	変更なし	45,000
		印刷費 (部会2回・ピアWG3回・高齢WG2回)	最終3月のWG開催時	12,000	変更なし	12,000
		案内文発送 (ピアWG3回分)	最終3月のWG発送時	1,000	変更なし	1,000
2	自専費	情報化社会に向けて、障がい者向けの検討会、実証経費。	R5年1月下旬を予定	50,313	取下げ	0
3	医ケア	医療的ケア現場コーディネーターフォローアップ研修講師料	12月14日	4,000	請求済み	4,110
		上記講師料や県3団体の研修講師料など	12月末	1,418	請求済み	1,418
4	相談支援	資料印刷代	3月末	5,000	変更なし	5,000
		2月研修会費用 (リフト)	2月末	117,000	変更あり	108,328
		直島旅費 (12月、3月)	3月中旬	5,940	12月分は2事業所請求済み/振込手数料含む	5,500
5	知的	1/17部会 印刷代	1月末	500	変更なし	500
		2/14部会 印刷代	2月末	500	変更なし	500
		2/14部会 参加者謝礼 7名×2,000円	2月15日頃	14,000	振込手数料発生予定	15,000
6	就労	雇用セミナーチラシ	2月26日	15,000	金額変更	10,240
		雇用セミナー資料印刷代	2月26日	15,000	取下げ	0
		雇用セミナー講師お茶代2名分	2月26日	2,000	変更なし	2,000
		就労選択支援事業等講演会講師謝金 2名	3月26日	30,000	変更あり	35,000
		就労選択支援事業等講演会お茶代 2名分	3月26日	2,000	取下げ	0
		就労選択支援事業等講演会資料印刷代	3月26日	20,000	取下げ	0
		就労選択支援事業等講演会講師1名交通費	3月26日	2,000	取下げ	0
zoomウェビナー契約 (1カ月)料金	3月26日	10,000	金額変更	26,317		
7	発達	謝金 (会議参加謝礼@5000×3名分)	R5.1.24	15,000	振込手数料発生予定	15,880
8	身体	経費 (資料作り、コピー代、など)	R5.12.11	3,000	パーキング代請求済み	2,600
9	子ども	事業所連絡分室内 (郵送) 84円×15事業所	R5年12月1日	1,260	金額変更あり 請求書済	1,092
		講師謝金 5,000円×2	R5年1月10日	10,000	請求書済 (振込手数料発生)	10,495
		資料料、30事業所参加費込 10枚	R5年1月10日	3,000	金額変更あり 請求書済	13,260
		直島町連絡会 交通費3名分 (往復フェリー)	R5年1月31日	3,000	1/31予定 1名に変更あり	990
		直島町連絡会 駐車料金 1200円×3	R5年1月31日	3,600	1/31予定 1名に変更あり	400
10	B型	印刷製本費	R5.2.28	5,000	金額変更あり	1,000
		研修会場費 名札	R5.1.12	15,320	金額変更あり	17,000
11	居宅	第1回連絡会プログラム	R5.12中旬	250	請求済み	250
		第1回連絡会資料	R5.12中旬	750	請求済み	750
		第2回連絡会プログラム	R5.12中旬	250	請求済み	250
		第2回連絡会資料の取り組み資料	R5.12中旬	350	請求済み	350
		第1回郵送 420円 第2回郵送336円	R5.12中旬	756	請求済み	758
		第1回謝金	R5.12中旬	3,000	請求済み	3,110
		経費 (資料作り、コピー代、など)	R5.2.21	1,554	変更なし	1,554
		講師謝金	R5.2.21	26,000	請求中止	0
12	事務局	GOFIELD ドメイン更新料	1月中旬	7,700	変更なし	7,700
		ビクトコミュニケーション ZOOM費用	11月末	35,310	変更なし	35,310
		文具・郵送料等	R5.12中旬	17,239	変更なし	17,238
		強度行動障害Sv.あと4,000×5回分	R5.1月末	20,000	変更なし	20,000
		第1、2回 全体会資料印刷代	3月末	14,700	変更なし	14,700
		予備 (サビサガ印刷代18,000円含む)		57,534	変更あり	160,645
合計				1,000,000		1,000,000